

令和3年改正個人情報保護法に伴う市の方針（案）

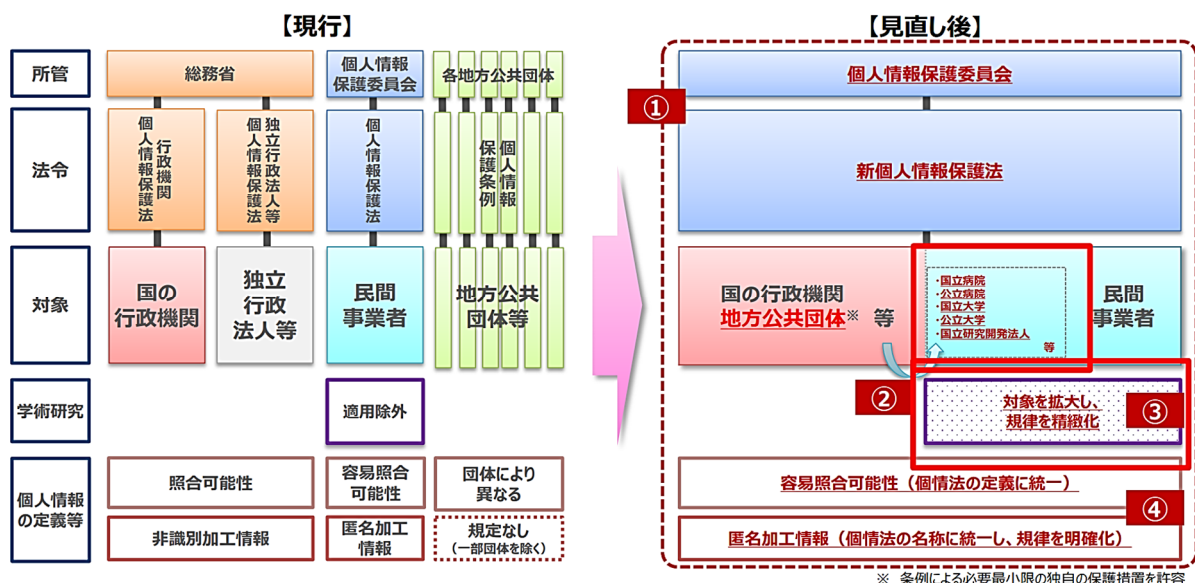
I 背景

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることになりました。この度の改正は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴う公的部門におけるデータの取扱いの変化に対応するための改正であり、個人情報保護制度の大幅な構造転換を図るものとなっています。

これらを踏まえ、本市においても、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）による新たな個人情報保護制度に対応した例規整備等が必要となります。

2 個人情報保護制度見直しの全体像

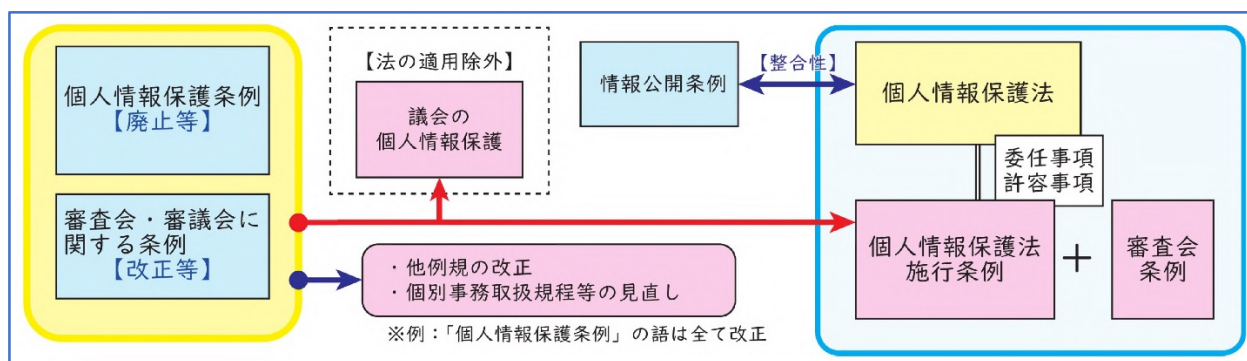
- ① 個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律（改正個人情報保護法）に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



3. 改正法移行に伴う例規整備について

これまで自治体ごとに「個人情報保護条例」を制定して運用してきましたが、改正法の運用に移行することに伴い、改正法から委任された事項又は許容された事項を条例で定め、現行の「個人情報保護条例」は、廃止又は大幅な改正が必要となります。

《改正法移行に伴う例規整備のイメージ》



4 検討すべき事項とその方針について

新たな制度においては、改正法から許容された事項を地域の実情に応じて条例で定めることができますが、東根市では、改正法による規律と解釈の一元化という制度の趣旨を重視し、条例で定める事項は必要最小限として整備することとします。また、改正法から委任された事項については、現行制度（現行の東根市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）に基づく制度）と同様の取扱いとします。

これらを踏まえ、検討すべき事項とその方針の主なものは、次のとおりです。

検討事項	東根市の方針	備考（理由など）
①適用対象となる「市の機関」の定義について 【改正法第2条第11項第2号】	改正法に規定する「地方公共団体の機関」である「市の機関」の定義として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区と定めます。	改正法では、地方公共団体の機関として基本的に「 <u>議会</u> は <u>除く</u> 」とされており、定義に規定することはできません。 また、本市は <u>公営企業事業管理者を置かない</u> ことから、これについても規定しないこととします。
②保有個人情報の開示請求に係る手数料の設定について 【改正法第89条第2項】	手数料は、無料とし、交付に要する費用（実費相当分）を負担することとします。また、送付に要する費用についても同様とします。	<u>現行制度と同様の取扱いと</u> します。

③行政機関等匿名加工情報^{※1}の利用に関する契約における手数料について 【改正法第119条第3項】 【改正法第119条第4項】	行政機関等匿名加工情報の提供制度については、実施を見送ります。よって、手数料は設定しません。	この制度は、当分の間、都道府県及び指定都市に適用となり、他の地方公共団体は任意の実施となります。本制度の実施については、<u>他の事例や運用状況などを注視して、今後検討</u>します。
④要配慮個人情報の追加について 【改正法第60条第5項】	改正法による規定のほか、条例で追加の事項は定めません。	<u>現行制度においても改正法と同等の定義で運用</u>しています。
⑤東根市情報公開・個人情報保護審査会（この項において「審査会」という。）及び東根市情報公開・個人情報保護制度運営審議会（この項において「審議会」という。）の取扱いについて 【改正法第105条第1項】 【改正法第105条第3項】 【改正法第129条】	現在設置している審査会と審議会の所掌事務を整理し、これらを結合した新たな東根市情報公開・個人情報保護審査会として設置します。	改正法では、個人情報の収集、利用、提供等に関して典型的に審議会に諮問することは許容されておらず、<u>審議会の役割は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合のみに限定</u>されています。 また、個人情報保護制度と情報公開制度の整合性を図る必要があることから、審査会と審議会を統合した附属機関として設置することとします。

※1 行政機関等匿名加工情報

保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工（記述の一部削除・置換え等）し、個人情報を復元できないようにしたもの。民間の事業者等に匿名加工情報を提供することにより、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されている。

※2 要配慮個人情報

改正法では、要配慮個人情報として、①人種②信条③社会的身分④病歴⑤犯罪の履歴⑥犯罪被害の事実⑦障害のあること⑧健康診断の結果⑨医師等による指導又は診療内容⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続が行われたこと⑪少年の保護事件に関する手続が行われていたことが定義されている。

5 東根市の例規整備について

検討事項とその方針を踏まえ、以下のとおり例規の整備します。

1. 現行の東根市個人情報保護条例は廃止して、必要な事項のみを規定した新たな条例を制定します。

⇒ (仮称) 東根市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
(附則で東根市個人情報保護条例を廃止)

2. 新たに情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、現行の東根市情報公開・個人情報保護審査会及び東根市情報公開・個人情報保護制度運営審議会を規定している東根市情報公開条例(平成3年条例第4号)を一部改正して、関係規定を整理します。

⇒ (仮称) 東根市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
(附則で東根市情報公開条例を一部改正する。)

3. 上記の条例整備に伴い、以下の規則等の新規制定及び一部改正等を行う。

(1) 新規制定

- ・(仮称) 東根市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則
- ・(仮称) 東根市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

(2) 一部改正

- ・東根市行政組織規則(平成9年規則第2号)
- ・東根市情報公開条例施行規則(平成3年規則第3号)
- ・上記のほか、関係規定を引用している訓令及び告示を一部改正する。

(3) 廃止

- ・東根市個人情報保護条例施行規則(平成16年規則第9号)

6 その他

1. 改正法における議会の個人情報保護制度の構築については、議会独自に条例等を制定する必要があります。互いに情報を共有し、同じ地方公共団体の機関として整合性をとりながら進めていきます。

2. 改正法において、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられています。今後、令和5年4月1日施行に向けて、整備していく必要があります。

また、これとは別に、これまで多くの自治体で整備している個人情報取扱事務登録簿は、条例に定めることにより継続できるとされていますが、本市は、個人情報ファイル簿の整備を重点的進め、この度の条例には定めないこととします。

注：現行の東根市個人情報保護条例において個人情報ファイルの規定があるが、名称は個人情報ファイルとなっているものの、内容はいわゆる個人情報取扱事務登録簿である。